

令和 7 年第 6 回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議 案

議案第 75 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

(議案書 4 ページ)

地方公共団体が個人番号を利用することができる事務は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）」で定められた事務に限られるが、地方公共団体が独自の事務を条例で定めた場合には、当該事務についても個人番号を利用することができる。

一方、地方公共団体が様々な事務を処理するために使用している情報システムについては、国が「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、全国一律の標準化基準を満たすシステムへの移行を促している。

本市においても、標準化基準を満たすシステムへ移行する予定であるが、移行後のシステムに「住登外者宛名番号管理機能※」を実装する場合、住登外者の情報を管理する事務が個人番号を利用する事務に該当するため、マイナンバー法の規定により、当該事務を条例で定める必要があるとの見解が国から示された。

これに伴い、当該事務を個人番号が利用できる独自利用事務として新たに追加するほか、規定の整備をしようとするものである。

※ 「住登外者宛名番号管理機能」とは、本市の住民基本台帳に未登録であるが、行政サービス上、登録しておく必要がある者（住登外者）に番号を付し、一元的に管理する機能をいう。

<主な改正の内容>

(1) 独自利用事務の追加

個人番号が利用できる独自利用事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加する（別表第 1 改正関係）。

(2) 独自利用事務に係る庁内連携及び機関連携を行うための措置

独自利用事務において、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）を、同一機関内又は他機関間で連携して利用することができるようにするための規定を追加する（別表第 2 及び別表第 3 改正関係）。

(3) 法定事務及び準法定事務に係る庁内連携を行うための措置

マイナンバー法で定められた事務及びそれに準ずる事務において、住登外者宛名情報を利用することができるようにするための規定を追加する（改正後の第 4 条第 5 項追加関係）。

(4) 施行期日

公布の日

(担当課：総務課)

議案第 76 号

佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について (議案書 6 ページ)

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正等に伴い、本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員及び3歳未満の子を養育する職員に対する仕事と育児との両立支援制度等に関する情報提供、制度の利用に係る意向確認等に係る規定を新たに設けようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 仕事と育児との両立支援制度等に関する情報提供、制度の利用に係る意向確認等に係る規定の新設

本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員及び3歳未満の子を養育する職員に対して、次の措置を講じることが定める（改正後の第 19 条の 2 追加関係）。

- ① 仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供
- ② 仕事と育児との両立支援制度等の利用に係る意向確認
- ③ 子の心身の状況や家庭の状況により発生する、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向確認

(2) 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日

(担当課：総務課)

議案第 77 号

佐伯市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について (議案書 8 ページ)

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正等に伴い、職員の育児に係る部分休業制度を拡充するほか、規定の整備をしようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 職員の育児に係る部分休業制度の拡充

部分休業の取得パターンとして、1 日当たり 2 時間の範囲内で 30 分を単位として取得可能な現行のパターンを「第 1 号部分休業」とし、これに加えて、1 年に 10 日の範囲内で原則 1 時間を単位として取得可能なパターンを「第 2 号部分休業」として新たに加える（第 19 条改正関係及び第 19 条の 2 から第 19 条の 5 まで追加関係）。

【現行】

① 1 日当たり 2 時間の範囲内

2 h	
-----	--

勤務時間の始め又は終わりに

限り取得可能

【改正後】

① 同左（第 1 号部分休業）

2 h	
-----	--

勤務時間の始め又は終わりに

限らず取得可能

② 1 年に 10 日の範囲内（第 2 号部分休業）

2 h 以上（1 日単位での取得も可）

職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

（申出の単位期間）毎年 4 / 1 ～翌年 3 / 31

※「特別の事情」の場合は、変更可能

- ・ 配偶者が負傷又は疾病により入院した場合
- ・ 配偶者と別居した場合 など

(2) 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日

(担当課：総務課)

議案第 78 号

佐伯市議会議員及び佐伯市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

(議案書 11 ページ)

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を引き上げようとするものである。

<改正の内容>

(1) 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額の改正

選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額について、次の表のとおり改める(第8条改正関係)。

区分	改正前	改正後
市議会議員選挙(上限 4,000 枚) 1 枚当たり	7 円 73 銭	8 円 38 銭
市長選挙(上限 16,000 枚) 1 枚当たり		

(2) 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額の改正

選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額について、次の表のとおり改める(第11条改正関係)。

区分	改正前	改正後
印刷費 1 枚当たり	541 円 31 銭	586 円 88 銭

(3) 施行期日

公布の日

(担当課：選挙管理委員会事務局)

議案第 79 号

財産の取得について(小型動力ポンプ付積載車)

(議案書 12 ページ)

非常備消防管理分の小型動力ポンプ付積載車を経年劣化に伴い更新する必要がある。この車両の購入に当たり、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

(1) 購入予定車両

小型動力ポンプ(B3)付積載車(普通車・2WD/AT)	4 台
小型動力ポンプ(B3)付積載車(軽四・4WD/AT)	2 台

(2) 購入の方法 要件設定型一般競争入札

(3) 予定価格 54,455,134 円(税抜き 49,504,668 円)

(4) 入札業者及び入札金額(消費税及び地方消費税を含まない金額)

入札業者	入札金額	備考
新日本消防設備(株)	46,960,000 円	落札
セーフティサービス(有)	49,200,000 円	
(株)消防防災 大分本店	48,000,000 円	

(5) 契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）

大分市住吉町2丁目6番34号

新日本消防設備株式会社

代表取締役 中野 裕之

51,656,000 円

(落札率：94.86%)

【その他参考事項】

(1) 車両の配備先

配備車両		台数	配備先
小型動力 ポンプ (B3) 付積載車	普通車・2WD/A T	4 台	佐伯方面隊城北分団中村部
			宇目方面隊第5分団(田原)
			鶴見方面隊羽出分団
			米水津方面隊第2分団(色利浦)
	軽四・4WD/A T	2 台	上浦方面隊最勝海浦分団蒲戸部 宇目方面隊第2分団2部(花木)
計		6 台	

(2) 車両の納入期限 令和8年3月23日

(3) 車両の購入費の財源内訳

(単位：円)

配備先	購入費	財源内訳		
		辺地対策事業 債	緊急防災・減 災事業債	一般財源
宇目方面隊第5分 団(田原)	9,020,000	8,900,000	0	120,000
佐伯方面隊城北分 団中村部、鶴見方 面隊羽出分団、米 水津方面隊第2分 団(色利浦)	27,060,000	0	26,800,000	260,000
上浦方面隊最勝海 浦分団蒲戸部、宇 目方面隊第2分団 2部(花木)	15,576,000	0	15,400,000	176,000
合 計	51,656,000	8,900,000	42,200,000	556,000

(担当課：消防総務課)

議案第 80 号

財産の取得について（高規格救急自動車）

（議案書 13 ページ）

常備消防管理分の高規格救急自動車を経年劣化に伴い更新する必要がある。この車両の購入に当たり、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- （１） 購入予定車両 高規格救急自動車 1 台
- （２） 購入の方法 指名競争入札
- （３） 予定価格 49,203,795 円（税抜き 44,730,723 円）
- （４） 入札業者及び入札金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

入札業者	入札金額	備考
井崎車輛整備工場	辞退	
大分トヨタ自動車（株）	39,700,000 円	
大分日産自動車（株） 佐伯店	辞退	
（株）消防防災 大分本店	辞退	
清家自動車	辞退	
（有）大平自動車	辞退	
日産プリンス大分販売（株）	38,700,000 円	落札
（株）別府補器サービス	辞退	
（有）三重モータース	辞退	
（有）メディカルエイト 大分営業所	43,500,000 円	

- （５） 契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）
大分市二又町 3 丁目 3 番 1 号
日産プリンス大分販売株式会社
代表取締役 館内 哲
42,570,000 円
(落札率：86.52%)

【その他参考事項】

- （１） 車両の配備先 佐伯市消防署東部分署
- （２） 車両の納入期限 令和 8 年 3 月 17 日
- （３） 車両の購入費の財源内訳

（単位：円）

購入費	財源内訳		
	過疎対策事業債	その他特定財源	一般財源
42,570,000	22,500,000	20,000,000	70,000

（担当課：警防課）

議案第 81 号

佐伯市コミュニティバス運行条例の一部改正について

(議案書 14 ページ)

コミュニティバスの運行について、運行区間が重複する定時定路線型の一部の路線を廃止するほか、民間航路の一部廃止に伴う代替の交通手段として、新たな路線を設置しようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 路線（コスモタウン線）の廃止

令和 6 年 10 月の路線再編により、定時定路線型の弥生線の運行区間の一部（西田病院～葛港）が同じく定時定路線型のコスモタウン線の運行区間と重複するため、現在までコスモタウン線を休止扱いとしていたが、今後、この運行区間での路線の再設定を行う見込みがないことから、コスモタウン線を廃止する（別表第 1 改正関係）。

路線名	運行区間（地番省略）
【廃止】コスモタウン線	鶴岡西町二丁目～葛港

(2) 路線（大入島線 2）の新設

令和 7 年 9 月末をもって、常栄丸（マリンバス 2）の航路（佐伯港～塩内～日向泊～高松～佐伯港）が廃止されることに伴い、現行の定時定路線型の大入島線の路線名を「大入島線 1」に変更し、当該航路の廃止に伴う代替の交通手段として、新たな路線「大入島線 2」を設置する（別表第 1 改正関係）。

路線名	運行区間（地番省略）
【変更】大入島線 →大入島線 1	大字荒網代浦字東島～大字石間浦字イヨノ
【新設】大入島線 2	大字塩内浦字居浦～大字片神浦字居浦
	大字片神浦字白浜～大字久保浦字堀切

(3) 少量貨物の有償運送に係る規定の整備

上記（2）に伴い、少量貨物の有償運送をコミュニティバスにおいて実施するため、道路運送法第 78 条第 3 号の規定に基づく許可を受けた少量貨物の有償運送を利用する場合の使用料を新たに定める（改正後の第 9 条及び別表第 6 追加関係）。

区分	使用料
貨物 1 個につき（規格は、市長が別に定める。）	100 円

(4) 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日

（担当課：地域振興課）

議案第 82 号

佐伯市コミュニティセンター条例の一部改正について

(議案書 16 ページ)

大分県が水害対策を目的として進めている久留須川河川改修工事の施工に伴い、佐伯市直川地域コミュニティセンター仁田原分館の一部が当該施工範囲となることから、当該分館を廃止しようとするものである。

なお、この議案は、「佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例」第 2 条の規定により、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

<改正の内容>

(1) 分館の名称及び位置並びに使用料の規定の削除

佐伯市直川地域コミュニティセンター仁田原分館の名称及び位置並びに使用料の規定を削除する（別表第 1 及び別表第 2 改正関係）。

(2) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

(担当課：コミュニティ創生課)

議案第 83 号

佐伯市直川地域コミュニティセンター仁田原分館の指定管理者の指定の期間の変更について

(議案書 17 ページ)

佐伯市直川地域コミュニティセンター仁田原分館の指定管理者の指定の期間を変更することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

当該分館の指定管理者については、令和 3 年 12 月定例会において、「佐伯市直川地域コミュニティセンター仁田原分館運営委員会」がその指定の期間を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで」とすることとして議決を受けたところである。

しかし、議案第 82 号の概要に記載のとおり、当該分館を廃止することに伴い、当該指定の期間の末日を、当該分館の用途廃止の日（議案第 82 号の条例の施行期日）の前日に変更することについて、議会の議決を求めようとするものである。

<指定管理者の指定の期間の変更内容>

項目	指定の期間
変更前	令和 4 年 4 月 1 日～ <u>令和 9 年 3 月 31 日</u> （ <u>5</u> 年間）
変更後	令和 4 年 4 月 1 日～ <u>令和 8 年 3 月 31 日</u> （ <u>4</u> 年間）

(担当課：コミュニティ創生課)

議案第 84 号

佐伯市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

(議案書 18 ページ)

本条例は、道路法の規定に基づき、道路構造令で定める基準を参酌して、市道の構造の技術的基準を定めたものである。

同令では、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」に関する規定が設けられ、新たに整備する道路での設置の推進が図られていることから、市道を新設し、又は改築する場合における自転車通行帯の設置等に関し、同令で定める基準と同様の基準を定めようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 自転車通行帯に関する規定の新設

地形の状況等のやむを得ない場合を除き、交通量が多い道路には、自転車通行帯を設けることとする。また、その幅員は、原則 1.5m 以上とし、地形の状況等のやむを得ない場合においては、1 m まで縮小することができることとする（第 8 条の 2 追加関係）。

(2) 自転車道の設置要件の追加

地形の状況等のやむを得ない場合を除き、交通量の多い道路に設けることとしている「自転車道」の設置基準に「設計速度が時速 60 k m 以上である道路」の要件を追加する（第 10 条第 1 項及び第 2 項改正関係）。

(3) 施行期日

公布の日

(担当課：建設課)

議案第 85 号

佐伯市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

(議案書 20 ページ)

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」の一部改正に伴い、規定の整理をしようとするものである。

＜改正の内容＞

(1) 政令の改正に伴う引用条項の整理

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」の一部改正により、同令に「条項ずれ」が生じたことに伴い、当該条項を引用している規定を改正後の条項に改める（第 3 条第 6 号改正関係）。

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：都市計画課)

議案第 86 号

工事請負契約の変更について（令和 6 年度林道施設災害復旧事業林道大刈野線開設（その 1）工事）

（議案書 21 ページ）

令和 4 年の台風 14 号により被災した林道大刈野線の迂回ルートの開設を行う「令和 6 年度林道施設災害復旧事業林道大刈野線開設（その 1）工事」において、切土完了後に降雨の影響により崩土が発生したため、土砂掘削及び残土処理工を追加施工するために必要な経費を追加すること等に伴い、工事請負契約の一部（契約金額）を変更しようとするものである。

なお、本工事の工事請負契約の締結（原契約）については、予定価格が 1 億 5,000 万円未満であったため、議会の議決に付す必要のない契約であったが、契約金額を変更する必要が生じ、変更後の契約金額が 1 億 5,000 万円以上となることから、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

（1） 契約の相手方

佐伯市大字長谷 6138 番地 2

翔雄・オールマイト特定建設工事共同企業体

代表構成員 株式会社翔雄

代表取締役 土佐路 裕子

（2） 契約変更事項

契約金額

変更前 145,049,300 円

変更後 160,000,500 円（14,951,200 円の増額）

【その他参考事項】

（1） 工事の主な変更内容

- ① 土砂掘削及び残土処理工を追加
- ② コンクリート路面工及び駒止工を追加

（2） 工事内容の変更理由

- ① 切土完了後、降雨の影響により崩土が発生したため
- ② 上記（1）①を施工するに当たり、粘性土である現場においては路面がぬかるみ、施工に影響を及ぼすため

（3） 工事費及びその財源内訳の変更

（単位：円）

区分	工事費	財源内訳		
		県補助金	災害復旧事業債 (過年)	一般財源
変更前	145,049,300	139,102,000	4,700,000	1,247,300
変更後	160,000,500	153,440,000	5,200,000	1,360,500
増減額	14,951,200	14,338,000	500,000	113,200

（担当課：林業課）

議案第 87 号

工事請負契約の締結について（令和 7 年度入津湾漁場環境改善事業入津湾作れい・覆砂工事）

（議案書 26 ページ）

令和 7 年度入津湾漁場環境改善事業入津湾作れい・覆砂工事に係る工事請負契約を締結することについて、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- （１） 入札方式 要件設定型一般競争入札（事後審査型）
- （２） 工期 159 日間
- （３） 予定価格 239,878,100 円（税抜き 218,071,000 円）
- （４） 最低制限価格 220,687,852 円（税抜き 200,625,320 円）
- （５） 入札業者及び入札金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

入札業者	入札金額	備考
東豊・盛田特定建設工事共同企業体	200,625,320 円	抽選・審査により落札
佐々木・小野明特定建設工事共同企業体	200,625,320 円	
小田・建工特定建設工事共同企業体	200,625,320 円	
庄司・谷川特定建設工事共同企業体	200,625,320 円	
南九・丸和特定建設工事共同企業体	200,625,320 円	

- （６） 契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）

佐伯市上浦大字津井浦 2 番地 1

東豊・盛田特定建設工事共同企業体

代表構成員 東豊海事建設株式会社

代表取締役 森崎 豪

220,687,852 円

（落札率：92%）

【その他参考事項】

- （１） 工事の場所

佐伯市蒲江大字畑野浦地先

- （２） 主な工事の概要

入津湾漁場 作れい工 L = 480m V = 75,476 m³

覆砂工 L = 278.7m V = 75,476 m³

- （３） 工事費の財源内訳

（単位：円）

工事費	財源内訳				
	国庫補助金	県補助金	その他 特定財源	公共事業等 債	一般財源
220,687,852	110,343,000	88,275,000	1,103,000	13,200,000	7,766,852

（担当課：水産課）

議案第 88 号

令和 6 年度佐伯市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (議案書 29 ページ)

令和 6 年度佐伯市水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

令和 6 年度佐伯市水道事業会計未処分利益剰余金 299,123,096 円のうち、120,000,000 円を自己資本金に組み入れ、及び 50,000,000 円を減債積立金に、50,000,000 円を建設改良積立金に積み立て、その残余となる 79,123,096 円を翌年度繰越利益剰余金とする。

項目	金額
① 未処分利益剰余金	299,123,096 円
② 自己資本金への組み入れ	120,000,000 円
③ 減債積立金への積立て	50,000,000 円
④ 建設改良積立金への積立て	50,000,000 円
⑤ 翌年度繰越利益剰余金 (⑤=①-②- (③+④))	79,123,096 円

(担当課：営業課)

議案第 89 号

佐伯市税条例の一部改正について (議案書 30 ページ)

地方税法の一部改正により、個人市民税における特定親族特別控除の創設に伴う改正を行うほか、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例規定の新設をしようとするものである。

＜主な改正の内容＞

個人市民税関係

(1) 特定親族特別控除の創設に伴う改正

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、令和 7 年度税制改正において、納税義務者が生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族等を有する場合、当該親族等の合計所得金額が特定扶養控除を適用できる 58 万円を超えても、95 万円までは特定扶養控除と同額の 45 万円の所得控除を受けられ、また、123 万円までは当該合計所得金額に応じて段階的に所得控除を受けられる特定親族特別控除が創設された。

これに伴い、地方税法の一部改正により、個人市民税の所得控除においても所得税と同様に特定親族特別控除額を、控除すべき金額に追加する（第 34 条の 2 改正関係）。

あわせて、市民税の申告に係る規定並びに給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る規定の整備を行う（第 36 条の 2 第 1 項ただし書、第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項改正関係）。

市たばこ税関係

(2) 加熱式たばこに係る課税標準の特例規定の新設

加熱式たばこは、紙巻たばこよりも税負担水準が低いことから、この税負担差を解消するため、令和7年度税制改正において、たばこ税の課税方式の見直しが行われた。

これに伴い、地方税法の一部改正により、加熱式たばこに係る課税方式を次のとおり「重量と価格によって加熱式たばこの本数を紙巻たばこの本数に換算する方式（現行方式）」から「重量のみで加熱式たばこの本数を紙巻たばこの本数に換算する方式（新方式）」に改める（附則第16条の2の2追加関係）。

現行方式	
①	加熱式たばこ 0.4 g を紙巻たばこ 0.5 本に換算
②	加熱式たばこの小売価格を紙巻たばこの1本の金額に相当する金額をもって紙巻たばこの0.5本に換算
③	①+②=紙巻たばこ1本に換算



新方式	
加熱式たばこ (スティック型)	加熱式たばこ 0.35 g を紙巻たばこ1本に換算 ※0.35 g 未満の場合は、1本に換算する。
加熱式たばこ (スティック型以外)	加熱式たばこ 0.2 g を紙巻たばこ1本に換算 ※1箱4 g 未満の場合は、20本に換算する。

なお、この課税方式の見直しについては、激変緩和の観点から、次のとおり段階的な移行措置を設ける（附則第3条第2項及び第3項関係）。

令和8年4月1日～ 同年9月30日	現行方式による換算本数×0.5 +新方式による換算本数×0.5
令和8年10月1日～	新方式による換算本数

(3) 施行期日

- ① 上記(1) 令和8年1月1日
- ② 上記(2) 令和8年4月1日

(担当課：税務課)

諮 問

諮問第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者白田茂達） （議案書 34 ページ）

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないこととされている。

本市の人権擁護委員のうち白田茂達（しろた しげたつ）委員の任期が令和 7 年 12 月 31 日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

（担当課：総務課）

諮問第 4 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者児玉敬則） （議案書 36 ページ）

諮問第 3 号と同様の諮問である。

本市の人権擁護委員のうち盛崎雄一郎（もりさき ゆういちろう）委員の任期が令和 7 年 12 月 31 日で満了するため、新たに児玉敬則（こだま たかのり）氏を推薦しようとするものである。

（担当課：総務課）

諮問第 5 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者矢野透） （議案書 38 ページ）

諮問第 3 号と同様の諮問である。

本市の人権擁護委員のうち今山正弘（いまやま まさひろ）委員の任期が令和 7 年 12 月 31 日で満了するため、新たに矢野透（やの とおる）氏を推薦しようとするものである。

（担当課：総務課）

諮問第 6 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者御手洗啓子） （議案書 40 ページ）

諮問第 3 号と同様の諮問である。

本市の人権擁護委員のうち船田洋子（ふなだ ようこ）委員の任期が令和 7 年 12 月 31 日で満了するため、新たに御手洗啓子（みたらい けいこ）氏を推薦しようとするものである。

（担当課：総務課）

諮問第 7 号

**人権擁護委員候補者の推薦について（候補者神田道子）
（議案書 42 ページ）**

諮問第 3 号と同様の諮問である。

本市の人権擁護委員のうち鶴羽善和（つるは よしかず）委員の任期が令和 7 年 12 月 31 日で満了するため、新たに神田道子（かんだ みちこ）氏を推薦しようとするものである。

（担当課：総務課）

専決処分の報告

報告第 13 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 44 ページ)

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、令和 7 年 8 月 7 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

(1) 事 件 名 : 佐伯市鶴見大字梶寄浦 511 番 2 地先の市道梶寄鶴見崎線で発生した車両損傷事故に係る損害賠償事件

(2) 相 手 方 :

(3) 事件の概要 : 令和 7 年 6 月 13 日午前 6 時 55 分頃、佐伯市鶴見大字梶寄浦 511 番 2 地先の市道梶寄鶴見崎線において、相手方が所有する自動車で当該市道を走行していたところ、当該市道上に落石があったため、当該落石を避けようと進行方向左にハンドルを切った際、当該落石とは別の落石に当該自動車が接触し、当該自動車の左後輪タイヤを損傷した。

(4) 和解内容 : 佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

(5) 賠償根拠 : 国家賠償法第 2 条第 1 項

(6) 賠償金額 : 9,152 円 (保険適用範囲内)

上記金額の内訳 車両修理費 9,152 円

【その他参考事項】

和解に係る賠償金額の算出方法

損害額	①	18,304 円
佐伯市の過失割合	②	50%
賠償金額	①×②	9,152 円

(担当課 : 建設総務課)

報告事項

第6号報告**一般財団法人観光まちづくり佐伯の経営状況について****(議案書 46 ページ)**

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、「一般財団法人観光まちづくり佐伯」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

(担当課：観光・国際交流課)

第7号報告**有限会社きらりの経営状況について****(議案書 47 ページ)**

第6号報告と同様に、「有限会社きらり」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

(担当課：農政課)

第8号報告**公益財団法人さいき農林公社の経営状況について****(議案書 48 ページ)**

第6号報告と同様に、「公益財団法人さいき農林公社」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

(担当課：農政課)

第9号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 49 ページ)

市長の専決処分事項に関する条例本則第1号及び第2号の事項(1件 200万円以内の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定)について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

- (1) 専決処分日：令和7年8月4日
- (2) 事故の場所：佐伯市米水津大字浦代浦 713 番地前の市道浦代線
- (3) 相手方：
- (4) 事故の概要：令和7年6月16日午後2時頃、佐伯市米水津大字浦代浦 713 番地前の市道浦代線において、佐伯市消防職員が消火栓調査のため市有消防自動車で当該市道を走行していたところ、左側確認が不十分であったため、当該市有消防自動車上部左側が相手方が所有する家屋の雨樋集水ますに接触し、当該家屋の屋根の一部を破損した。
- (5) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (6) 賠償金額：253,000 円(保険適用範囲内)
上記金額の内訳 家屋屋根修理費 253,000 円
(担当課：消防総務課)